

議案第132号

京丹後市久美浜機業センターの指定管理者の指定について

次のとおり、京丹後市久美浜機業センターの指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和2年8月28日提出

京丹後市長 中山 泰

公の施設名	公の施設所在地	指定管理者	指定の期間
京丹後市久美浜機業センター	京丹後市久美浜町野中81番地	京丹後市久美浜町野中81番地 佐濃自治会	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、京丹後市久美浜機業センターの管理業務を行わせる指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものである。

採点集計表【京丹後市久美浜機業センター】

選定基準	個別配点 ×3人	審査項目	配点 (満点)	佐濃自治会		失格点	
				得点	得点率		
公の施設の運営において市民の平等利用が確保されること。	10	30	管理運営の基本的な考え方の適合性	30	30	100%	9未満
施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	36	108	運営の基準、サービス提供内容への取組み	18	13	89	32未満
			施設設備の維持及び運営管理の水準	51	45		
			事故・事件の防止措置、緊急時の対応	15	13		
			利用者等の要望の把握	6	6		
			現施設又は同種の施設管理運営実績等	18	12		
施設の効率的な運用が図られるものであること。	25	75	収支計画の妥当性	30	24	54	23未満
			指定管理料の多寡	45	30		
施設の管理を安定して行うとともに、施設の設置目的を達成するためには必要な物的および人的能力を有していること。	9	27	運営組織及び従業員の配置等の妥当性	12	12	27	8未満
			団体による本事業への支援体制	3	3		
			事務・会計処理の能力	6	6		
			従業員研修・教育の妥当性	6	6		
計【配点80×3人=240】			240	200		83%	144未満

※施設所管部署(管理職3人)で採点を実施。

※総得点の60%未満である場合、又は、選定基準ごとの得点率で30%未満が複数ある場合、失格。

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 2 年 9 月 定例会

議案の件名	議案第132号 京丹後市久美浜機業センターの指定管理者の指定について	政策等の区分	計画・事業・条例 その他()																		
『政策等の概要』	『市民参加の状況』																				
京丹後市久美浜機業センターは、平成18年4月から指定管理者制度による管理を行っているところである。現指定管理者の指定期間が令和3年3月31日をもって満了することから、令和3年4月以降の指定管理者を新たに指定するものであり、指定の期間は令和3年4月1日から5年間とする。 地方自治法第244条の2第3項の規定により佐農自治会を指定管理者に指定するため、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。			有・無 (パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。)																		
『政策等の必要性』	『財源措置の状況』 (単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入) (単位：千円)																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>総事業費</th> <th>国庫支出金</th> <th>府支出金</th> <th>市債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3～R7年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>8,093</td> </tr> <tr> <td>8,093</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源	R3～R7年度					8,093	8,093						
総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源																
R3～R7年度					8,093																
8,093																					
『提案に至るまでの経緯』	『将来にわたる効果及び経費の状況』																				
R2.6.8 京丹後市公の施設の指定管理者選定等審査会 R2.8.11 京丹後市公の施設の指定管理者選定等審査会 指定管理者の候補者として佐農自治会を選定	当該施設指定管理施設については、地域活性化の拠点となっている施設であり、周辺地域の団体による施設管理が、地域住民のニーズなどについて間近で対応でき効率的と考えられる。 指定管理料は、議会議決後、指定申請書で提案された額を基本として、協定により締結する。																				
『政策等の実施時期』	『総合計画等の整合』																				
<table border="1"> <tr> <td>総合計画 計画項目</td> <td>21</td> <td>市民参画・協働によるまちづくり</td> </tr> </table>			総合計画 計画項目	21	市民参画・協働によるまちづくり																
総合計画 計画項目	21	市民参画・協働によるまちづくり																			
○その他の計画(該当する場合のみ)																					
<table border="1"> <tr> <td>計画名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>策定年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計画期間</td> <td></td> </tr> </table>			計画名称		策定年度		計画期間														
計画名称																					
策定年度																					
計画期間																					
<table border="1"> <tr> <td>担当部局</td> <td>担当課</td> <td>添付資料(有の場合は、その名称)</td> </tr> <tr> <td>市長公室</td> <td>政策企画課</td> <td>有・無</td> </tr> </table>			担当部局	担当課	添付資料(有の場合は、その名称)	市長公室	政策企画課	有・無													
担当部局	担当課	添付資料(有の場合は、その名称)																			
市長公室	政策企画課	有・無																			